

様式第2号（8関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第1回ひたちなか市立小中学校等学区審議会
開 催 日 時	令和3年10月25日（月） 午後1時30分から午後2時30分まで
開 催 場 所	ひたちなか市役所 第3分庁舎2階 防災会議室1
出席者	委員（者）氏名 安島孝博委員，皆川修委員，中井孝委員，小澤敏克委員， 堀和俊次委員，永井慎委員，樫村嘉通委員
	担当部課職員職氏名 野沢教育長，湯浅教育次長，根本学務課長，小野寺学務課長 補佐兼係長，米川学務課主任
会 議 次 第 及 び 会 議 の 公開又は非公開の別	<p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 委員委嘱</p> <p>3 教育長あいさつ</p> <p>4 委員及び事務局職員紹介</p> <p>5 会長及び副会長の選出</p> <p>6 会議録の作成方法と署名人</p> <p>7 諮 問</p> <p>8 議 事</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) ひたちなか市立東石川小学校及びひたちなか 市立外野小学校に係る通学区域の変更について</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) その他</p> <p>9 その他</p> <p>10 閉 会</p> <p>公開又は非公開の別 公開</p>
非 公 開 の 理 由 (会議非公開の場合)	
傍 聴 者 の 数	0人
会 議 資 料 の 名 称	委員名簿／参考資料1，学区審議会条例／参考資料2， 対象学区図／資料1
会 議 録 の 作 成 方 法	要点筆記
そ の 他	

審議内容（発言者，発言内容，審議経過，決定事項等）

1 開 会

2 委員委嘱

野沢教育長より各委員宛てにひたちなか市立小中学校等学区審議会委員委嘱状が交付された。

3 教育長あいさつ

本日はお忙しいところ，ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また，各委員の皆様方には日頃から本市の教育行政に対しまして，多大なるご理解とご尽力を賜りまして心より感謝を申し上げます。

当審議会は，ひたちなか市の小・中学校の学校運営の適正を図り，より良い学校教育の環境を整えるため，学区に関する事項をご審議いただく場として設置されているものでございます。学区につきましては，教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から，学校の規模，通学距離，道路や河川などの地理的な状況，地域社会が作られてきた長い歴史的な経緯，また，それぞれの地域の実情を踏まえて設定しているものでございます。

今回の審議は，ワークプラザ北側の一部区域に置きまして，東石川小学校と外野小学校に係る通学区域の変更について，この後，教育委員会から諮問させていただきます。東石川小学校は，これまでも，昭和 50 年に田彦小学校，昭和 54 年に長堀小学校，昭和 58 年には外野小学校と分離してきた経緯がある地区でございます。81 年という歴史ある中，それぞれの地区も様々に変化してきました。

これを機に当該地区の通学区域につきまして，委員の皆様のご意見を頂き，子供たちや保護者にとっても，より良い形で進めてまいりたいと考えておりますので，ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

4 委員及び事務局職員紹介

5 会長及び副会長の選出

ひたちなか市立小中学校等学区審議会条例第 5 条第 1 項に基づき，会長に樫村嘉通委員，副会長に安島孝博委員が選出された。

6 会議録の作成方法と署名人

会議録は要点筆記，署名人は樫村嘉通委員となった。

7 諮 問

< 諮問事項 >

ひたちなか市立東石川小学校及びひたちなか市立外野小学校に係る通学区域の変更について

< 諮問理由 >

ひたちなか市立東石川保育所東側の地域は東石川小学校の通学区域内であるが、当該地域に居住する世帯は外野小学区内の一地域を基盤とする六ツ野自治会に属しており、また、当該世帯に属する全児童が、当委員会の指定学校の変更の許可を受けて外野小学校に就学している現状であるため、当該地域を外野小学校の通学区域に変更することについて諮問する。

8 議 事

- (1) ひたちなか市立東石川小学校及びひたちなか市立外野小学校に係る通学区域の変更について

会 長：事務局より説明をお願いいたします。

事務局：お手元にある資料1をご覧ください。資料1内の青に塗られている箇所が今回、諮問をさせていただいた一地域となります。当該地域に居住する世帯は、本来であれば東大島自治会地区にあたりますが、六ツ野自治会に加入しており、東石川小学区である当該世帯の全児童が、当委員会の指定学校の変更の許可を受けて外野小学校に就学しております。このような現状を踏まえて、通学区域の変更について審議していただければと思います。

会 長：ただいま事務局より資料の説明がありました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

委 員：従来はどのようにしていたのか。また、この問題はいつ頃からこういう風になってきたのかをお聞きします。

事務局：今までの経緯としましては、従来は東石川小学区という学区の範囲になっておりましたが、実際お住みになっている方々が近年増えてまいりまして、その中で外野小学区の方へ区域外の申請をお出しいただきまして、地域への自治会の所属を理由に、東石川小学校ではなく外野小学校への通学を許可してきた経緯でございます。

今回のお話があった経緯につきましては、平成29年度にあたります、元東石川自治会長の石原様と当時の元六ツ野自治会長の鈴木勝太郎様の間のお話の中で、自治会の所属と実際の通学している学区についての違いというものについて話をさせていただいた経緯がありまして、その当時から自治会

員さんがどちらに所属するかというお話を、子供がどちらの学校に就学するかの話が両方あった中で、東大島自治会の地域にはあるものの、六ツ野自治会の加入を認めるというようなことで、六ツ野自治会へ加入していただくエリアとして両自治会長の中でお話を整理されていたと聞いております。また東大島自治会からは、その区域については、自治会の加入の声掛けを積極的に行っていないというようなお話を聞いているところです。その頃から、学区というものがひとつのコミュニティの整理される区域になっているということで、一旦、自治会区域については今のままということですが、通学区の学区域の見直しに合わせて、自治会区域について今後は考えていきたいとお話を伺ってきた次第です。その後、現在に至るまでの間に、子供たちが、今現在12名、外野小学校に許可を得て通学している現状から、こういった形で、なにか許可をするものではなく、その住んでいる地域に根差した学区というところで、改めて整理させていただきたいということで、5年は経過してしまいましたが、今後、その地区に住宅が建設されていく予定が見込まれるため、このタイミングでご審議をしていただければということで、こういったお話があがった次第でございます。

委員：実は私は10年前まで当該対象地区の少し北側に住んでおりました、当然当時は六ツ野自治会の会員だったのです。10年前に今のところに引っ越したのですが。ここに引っ越してきたのが、35年位前。その頃は、斜線の対象地域から東側に掛けて全部雑木林でした。この斜線の掛かっている対象地域には、かなり古いバラック状況の市営住宅が5、6棟あったのです。それ以外は雑木林だったので、恐らくその頃の判断としては、東石川小学区の方に合わせて、他の街並みはありましたので小学校区に設定したのだと。ところが、市営住宅が解体されて、土地が地主に戻されて、その地主が、東側一帯と併せて土地計画の区域に従って街路が作られて開発された。ここは東側と併せて一帯として開発された形です。ですから、住まわれている方は当然、外野小学区という意識があるのですけれども、学区はここだけが昔からの市営住宅があった関係で残ってしまったのです。東大島自治会としては、公園と東石川保育所に囲まれて、東大島自治会区域からは切り離された区域になっていますので、矛盾があったのです。我々としては行き来がない地区になってしまうので、この際、学区が変わり外野小学校の学区になって、自治会の区域が変更になっても問題はないと思います。

会長：ありがとうございます。いろいろと経緯がわかるお話でした。他に質問やご意見等ありますか。

委員：今回の学区の変更で、東大島3丁目の住所の方は東石川小学区、大字東石川の方は外野小学区になるという理解でよろしいでしょうか。また、12名の方が今、外野小学校に通っているということですが、該当地域は新興住宅と思われ、なんらかの情報があり皆さんが自発的に申請をしたのか、教育委員会が案内をしたのかをお教えてください。

事務局：まず、学区の分かれ目につきましては、大字東石川の部分にあたるお宅については、外野小学校ということではよろしいかと思えます。しかし、字界図で確認ができないので正確な回答ができないのですが、水路を隔てた東側が外野小学校です。西側のひたちなか市職員の駐車場、東石川保育所の西側北側にあたる部分は東石川小学校というご理解をいただければと思います。また、当該地域の児童の通学の許可をしている経緯につきましては、概ね、そこにお住まいの方々がご自身で外野小学校に行く、という考えを基にお住まいになっているというのが、ここ数年の状態でございます。私たちの方で、新入学1年生につきましては、事前に就学前健康診断の通知を出す際に、通知に学校名が載ってくるのですが、本人達が東石川小学校と記載された通知を確認した後に、お問い合わせをいただき、外野小学校に通いたいということであれば、事情を伺ったうえで許可の申請を出していただき、許可をしている状況でございます。

会長：ありがとうございます。その他ありますでしょうか。(1)につきましてはこれ以上出てきませんので、次に進めてよろしいでしょうか。

委員：ありません。

会長：特にないということですので、今、複数の委員からご質問や意見が出てまいりました。自治会の所属と通っている小学校の違い、そこにズレが実際は生じているということ。それから、六ツ野自治会に加入しているということ。外野小学校に区域外申請をする形で、現在、児童が外野小学校に通っているということ。昔は、当該地域の東側が雑木林であって、東石川小学校の方に市街地が拓けていたという経緯があったということ。それが昔のまま残っているという形ではないかということでした。それから、こういったことにつきましては、5年以上前から、家庭の判断で区域外申請を行いながら、教育委員会としては了承する形で、実際に外野小学校に通学するようになってきているということですね。地番については、詳しい地番はここでは確認はできませんが、概ね東大島3丁目の地域については東石川小学校、大字東石川になっている地域は外野小学校に通っている現状であるという確認があったかと思えます。そういった内容を踏まえて、この審議会で話を進めていき、最終的な結論を出していきたいと思えます。

(2) その他

委員：今回の議題は青い斜線のところですが、その西側、番地で言いますと 3648 と 3635、これは東大島自治会に入っていると思います。東石川保育所の上の 3635 と 3648 がありますよね。この区域の方は、東大島自治会に入っているのです。ですから、ここだけ唯一、東大島自治会の中に外野小学校学区が入っている形になっている。今回の諮問内容とはズレているのですが、これはどうなのか。

委員：前の引き継ぎによりますと、今の言われたところは、東大島自治会のところだと思います。平成 29 年に前石原会長と私どもの鈴木会長と市民活動課が間に入って、このエリアをはっきり決めたのです。確認したという記録が残っております。私たちの方と市民活動課に記録があります。一軒一軒、東大島と六ツ野を確認した。水路より東が六ツ野自治会で西が東大島自治会だと理解しております。この地図の赤い線は学区の線ですか。

事務局：学区の線となっております。

会長：今の話で、地図で東石川保育所の北側の 3635 と 3648 の地番のところ、同じような問題が残るのではないかというご意見がでておりますが、事務局から回答ありますか。

事務局：学区の赤い線の中に、3635 と 3648 のアパートかと思いますが、そちらの 2 か所につきましては、東大島自治会であり、学区のラインで言いますと外野小学校になります。外野小学校以外に就学したいとなった場合は、許可自体は東大島自治会に加入しているので可能かとは思いますが。運用上、どちらの学校に通うことも可能と考えております。ただ、線の入れ方を世帯ごとに入れたり、入れなかつたりとなると、物理的な学区の区分けの仕方としては複雑になってしまう、こちらの部分については学区の赤い線で問題が無ければそのまま進めていただければと思います。

委員：運用上は問題ないのですが、自治会間の区域を決める時に、何をメインに考えるか、共同体としての自治会の在り方も絡んでくるので、なんとも言えないところですが、本来であれば重ね合わせた方が良いのかなという気がしますが、これまでやるとなると話がややこしくなると言うなら、また別の機会もありうるのかな。

事務局：今、現在あるところの学区を変えとなると、どちらの学校に行っているかで一軒一軒学区の線を引く訳にはいかないのです、今回の該当地域のように、そこに住んでいる児童が全員外野小学校に通っている状況でしたら、学区の変更がスムーズにできるとしており、3635 と 3648 の地域につきましては様子を見させていただきたいと思っております。

委員：東大島自治会としてはそれでよろしいかと思えます。

会長：その他ありますか。

委員：今回の話で、青い斜線のところ、学区が変更になるということは赤い学区線が下にずれるということによろしいですか。

事務局：その通りでございます。

会長：3635と3648を含んだ地域につきましては、今回は様子を見ていくということで、対象地域には加えないということで行きたいと思えます。その他はよろしいでしょうか。本日の議題につきましては、これですべて終了いたします。進行を事務局にお返ししたいと思います。

9 その他

事務局：続きまして、次第の9その他に入らせていただきます。事務局から連絡事項がございます。次回の第2回審議会につきましてですが、ひたちなか市立小中学校等学区審議会条例第6条第1項で、審議会の会議は、会長が招集するとなっておりますが、いつ頃の開催がよろしいでしょうか。

会長：事務局に一任します。調整をお願いします。

事務局：それでは、事務局で日程調整をしまして改めてご連絡いたします。事務局からの連絡事項は以上でございます。その他ということで、委員の皆様から何かございますか。特にないようですので、以上をもちまして、令和3年度第1回ひたちなか市立小中学校等学区審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、ご臨席いただきましてありがとうございました。

10 閉会

以上、会議の内容に相違ないことを証明する。

ひたちなか市立小中学校等学区審議会 会長

令和3年11月5日

榎村嘉通

